

指名除外措置の概要

- 1 指名除外措置業者名 : 株式会社紫微設計
- 2 業者の住所 : 京都市上京区西三本木通丸太町上ル真町474-1
- 3 指名除外措置年月日 : 平成23年6月22日
- 4 指名除外措置の範囲 : 北海道森林管理局(下部機関含む)が発注する工事等
- 5 事実概要 : 大阪府警察本部から、農林水産省大臣官房経理課あて株式会社紫微設計について、発注工事等からの排除要請の通報があった。
- 6 指名除外措置理由 : 警察当局が確認した事実が、「競争参加者選定事務取扱要領の制定について」(平成13年4月16日付け12林国管第73号 林野庁長官通知)の第17条(指名基準)の2(2)ア、「指名基準の運用について」(平成7年12月25日7-10管理課長通知)の1(4)に該当するため、該当しないと認められるまでの間、指名しない。

指名基準～「競争参加者選定事務取扱要領」第17条 2(2)ア

運用基準～「指名基準の運用について」1(4)

指名基準	運用基準
不誠実な行為の有無	以下の基準に該当する場合は指名しないこと。 (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不相当であると認められること。